令和８年度　第４回富山地方最低賃金審議会議事録

１．日時　　令和８年８月 21 日（金）　10：00～10：50
２．場所　　富山労働総合庁舎　５階大会議室
３．出席者

公益代表委員	柳原会長、高倉会長代理、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、黒川委員、本郷委員、前野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員
事　務　局	福井労働局長、稲葉労働基準部長、 三鍋賃金室長、山田賃金室長補佐

４．議事次第
（１）富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）
（２）富山県最低賃金専門部会の廃止について
（３）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
（４）その他
５．資料
別添のとおり
６．議事内容
［山田賃金室長補佐］　定刻となりましたので、令和８年度第４回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日は、公益代表・労働者代表・使用者代表委員各４名、合計 12 名の委員に御出席いただき、定足数を満たしていることから、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。
それでは、この後の議事進行は、柳原会長にお願いしたいと存じます。

［柳原会長］　それでは、議事に入ります。
本日の会議は公開としておりますので御承知おき願います。
議事１の富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）ですが、事務局から説明をお願いします。

［山田賃金室長補佐］　８月５日付けで審議会からいただきました富山県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日付、富山労働局長名で、その要旨を公示したところ、これに対し異議申出がありました。このため、本日、富山労働局長から異議申出について諮問させていただきたいと存じます。会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。
報道関係者はここから撮影していただいて構いません。

（会長と局長は、会場中央へ移動）

［福井労働局長］
令和８年８月 21 日

富山地方最低賃金審議会　会長　柳原佐智子　殿
富山労働局長　福井尚
富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（諮問）
標記について、富山県労働組合総連合、富山県医療労働組合連合会、全日本建設交運一般労働組合富山県本部及び富山県高等学校教職員組合から最低賃金法第 11 条第２項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

（局長から会長に諮問文を手交）

［山田賃金室長補佐］　報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。
ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

（諮問文（写）を各委員及び傍聴人に配付）

［山田賃金室長補佐］　配付いたしましたので、進行のほどお願いいたします。

［柳原会長］　それでは異議申出についての審議に入ります。
まずは、異議申出の内容について事務局から説明してください。

［三鍋賃金室長］　資料№.１を御覧ください。８月５日に富山県最低賃金の改正決定に係る答申を頂き、その要旨を公示したところ、異議申出一覧のとおり、異議申出がございました。
それぞれ写しを資料№.１－１から１－４として添付しております。
それでは、各異議申出書の内容を簡潔に御報告いたします。
まず、資料№.１－１、富山県労働組合総連合からの申出書です。
異議の概要といたしましては、富山では２年連続の目安超えとなり評価はするが、東京都をはじめとする各府県との格差がほとんど維持されることになり問題である。
富山県最低賃金は東京都の 87.4％にしかならないが、消費者物価指数では 94.9％である。一方富山市の交通費と住居費のウエイト合計は 34.3％であるのに対して、東京 23 区平均では 37.7％と大差はない。また、富山の社会的移動による転出増も７年間連続しており、求人倍率も高い水準で推移している。
これらのことは、まともな生計費調査が欠落している中で、支払能力を優先して最低賃金を決定していることが原因である。
今回、価格転嫁の徹底や社会保険料の負担軽減などによる中小企業等への支援策の拡充等を国に審議会として要望したことは初めてのことであり、これ自体は評価するが、最低賃金法自体のもつ問題について言及していただきたい。
最低賃金近傍の賃金で生活することの困難さを実感するためにも、労働者の意見陳述の機会を設けるよう改めて求める。
続いて、資料№.１－２、富山県医療労働組合連合会からの申出書です。
異議の概要といたしましては、

１　全労連と地方組織は、全国で最低生計費試算調査を取組み、その結果から８時間働けば人間らしく暮らせるには、今や時給 1,700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では健康で文化的な最低限度の生活すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。

２　私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が８～９万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

３　以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みを行うことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1,700 円は必要です。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、改めて審議してください。

続いて、資料№１－３、全日本建設交運一般労働組合富山県本部からの申出書です。

異議の概要といたしましては、時給 1,119 円ではフルタイム（年間 1800 時間）働いても年収約 201.4 万円にしかならず労働者が自立して生活することは困難です。世界の主要国の最賃 2,000 円台と比べても極めて低水準です。実質賃金が４年連続マイナスになる中で異常な物価高に襲われている労働者の生活の苦しさは変わりません。

中小企業・小規模事業者に対する支援策を強化する要望を、審議会全体の答申として国・県にいっそう強く働きかけることが必要です。

続いて、資料№１－４、富山県高等学校教職員組合からの申出書です。

異議の概要といたしましては、

異議

中央最低賃金審議会の目安を１円上回る結論に達した審議会の努力は一定評価します。

また、中小企業支援のための国の支援を、審議会として政府に要望していることも前進と受け止めます。

しかしながらこの引上げでは、若者や労働者全体の賃金底上げにも不十分であり、地域間格差を是正する水準でもありません。

生計費原則に立った大幅引上げを求めます。

理由

１　賃金格差、低所得者の貧困が深刻化する状況は、子どもたちの体験格差・教育格差となって顕在化している。

また、４～６月期のＧＤＰ速報値では個人消費がマイナス 0.02％と力強さを欠く状態であり、これを改善するためには、最低賃金の大幅引上げによる賃金底上げが必須です。

２　目安に１円上乗せの 57 円引上げでは、他県と比較しても格差を是正しての適正水準化の動きが鈍いと言わざるを得ません。

富山県を豊かに再生させるためにも、最低でも中央目安による全国加重平均 1,176 円に引上げ、全国一律 1,700 円以上に向けた流れを地方から作っていくことが必要で

す。
以上です。

［柳原会長］　事務局から異議申出について説明がありましたが、今ほどの説明について御質問はございますでしょうか。

［労使各側委員］　ありません。

［柳原会長］　御質問はないようですので、異議申出について審議いたします。
まず、労使各側の御意見をお伺いしたいと存じます。
労働者側の御意見はいかがでしょうか。

［石田委員］　労働者側として、異議申出に対する見解を申し上げます。
今年度の審議では、今ほどの異議申出の内容を含めて、この物価高の厳しい環境が続く中で、その影響は企業経営のみならず県民生活にも大きく及んでおり、とりわけ最低賃金近傍で働く者の暮らしは一段と厳しくなっている現状から、最低賃金の絶対水準を確保するために、私たちの調査による根拠を示した上で、最低賃金の着実な引上げを求めて審議に当たってきたところです。
また、今年春以降の県内の賃上げの実施状況や都市部との金額差の縮小を進めることも論点にして審議を進めてきました。
一方で、使用者側の委員の皆様からは、企業を取り巻く業況の厳しさ、価格転嫁が困難な現状などが示され、この点において、特に中小企業・小規模事業者の賃上げの実効性をさらに高める環境整備を進めることが不可欠との認識について共有が図られていると考えます。今回の結論には、このことについて、今後私たち関係者が各々の立場で様々な形で働きかけを強めて行動することの意味合いも含まれていると考えます。
以上のとおり、今般の富山地方最低賃金審議会では、今ほどの異議申出の意見内容の主旨も含め、公益側・使用者側の各委員と真摯に議論を行い結論に至ったものであり、今後も物価上昇局面が続くと考えられる環境下において、最低賃金を継続的に引き上げていくことは必要と考えますが、今次審議により得た結論に対する再審議の必要はないと考えます。
以上です。

［柳原会長］　次に、使用者側の御意見はいかがでしょうか。

［寺山委員］　今回提出された異議申出について、近年の物価上昇が労働者の生活に与える影響については使用者側として十分認識しており、決して軽視するものではありません。また最低賃金の引上げそのものについても決して反対するものではございません。
しかしながら、本決定は、本審議会において中央最低賃金審議会が示した目安額を踏まえ、最低賃金法第９条に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員による十分な審議を経て取りまとめられたものであり、その決定過程には合理性が認められます。

具体的には、消費者物価指数をはじめ県内中小企業の企業物価指数や価格転嫁の状況、雇用情勢、倒産状況等の地域の経済実態に関する客観的な指標が示され、これらを踏まえた総合的な判断がなされたものです。本決定に定められた引上げ額は、こうした県内の経済実態、そして労働者の生活状況の双方を勘案して導かれたものであり、使用者側としては、異議申出の懸念については真摯に受け止めつつも本決定を変更する必要性は認められないと考えます。

よって、再審議の必要はないと考えます。

以上です。

［柳原会長］　ありがとうございました。

最後に、公益代表委員の意見を述べます。本日は専門部会長の両角委員が御欠席のため、公益側を代表して、部会長代理である私から申し上げます。

［柳原会長］　本年度、本日までの富山県最低賃金改正に係るすべての審議に参加してきました。そこで、私から、公益側を代表しての意見を申し述べたいと思います。

今年度、富山県最低賃金の改正決定の審議に当たっては、県下の経済・雇用情勢、賃金調査の結果、物価動向等を踏まえ、また、労使各委員の御意見を伺いながら、最低賃金法第９条第２項に規定されたいわゆる３要素を考慮した議論を慎重に重ね、合意形成に努めました。

最終的には、全会一致ではなく、公益委員見解をお示しする形になりましたが、審議の過程において各種データや地域の実情を十分に検討した結果、原答申の内容が妥当であるとの結論に至ったものです。

全会一致ではなく、採決により決定された引上げ額ではありますが、公労使三者による真摯な議論を尽くした上で導かれた結果であると考えています。

異議申出書にある御意見の中には、審議の過程で取り上げられた事柄もあり、それらを含めて十分に議論がなされたものと考えています。また、答申内容を変更すべき新たな事情が示されたものとは認められません。

そのため、さらに審議を重ねても、結論を変更する事情を見いだすことは極めて難しいと考えます。

ついては、公益代表委員としても再審議の必要はないと考えます。

公益代表委員としては以上です。

［柳原会長］　ほかに御意見はございませんでしょうか。

［労使各側委員］　ありません。

［柳原会長］　今ほど異議申出につきまして、公労使各側委員から意見をいただきましたが、いずれも再審議の必要はないとの御意見でした。

つきましては、富山地方最低賃金審議会として、令和８年８月５日付け審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。との内容で富山労働局長に答申いたしたいと存

じますが、いかがでしょうか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　異議なしとのことですので、８月５日付け答申のとおり決定することとし、答申することといたします。
　事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

（答申文（案）を配付）

［三鍋賃金室長］　それでは答申文案を読み上げさせていただきます。
　右上の文書番号と日付は議決前のため空欄となっております。
　富山労働局長　福井尚　あて
　富山地方最低賃金審議会　会長　柳原佐智子
　富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）（案）
　標記について、富山県労働組合総連合、富山県医療労働組合連合会、全日本建設交運一般労働組合富山県本部及び富山県高等学校教職員組合の異議申出に関し、令和８年８月 21 日付けをもって、貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。
　記
　令和８年８月５日付け富山地方最低賃金審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。

［柳原会長］　この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

（会長は、答申文に審議会長印を押印）

［山田賃金室長補佐］　会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。
　報道関係者はここから撮影していただいて構いません。

（会長から局長に答申文を手交）

［山田賃金室長補佐］　報道関係者の、撮影はここまでとさせていただきます。
　会長は引き続き御審議をよろしくお願いいたします。

［柳原会長］　それでは、議事２富山県最低賃金専門部会の廃止についてですが、事務局から説明してください。

［三鍋賃金室長］　最低賃金審議会令第６条第７項では最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。と規定されております。

今年度、富山県最低賃金の改正決定に関する審議は、ただ今の異議申出に係る答申をもちまして、すべて終了しました。

これに伴い、富山県最低賃金専門部会の任務も終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということになります。以上です。

［柳原会長］　ただ今の事務局説明のとおり、法令の規定により富山県最低賃金専門部会を廃止したいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　異議なしとのことでございますので、本日をもって富山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

審議会を代表し、専門部会の審議に携わられた各委員に対しまして、その御労苦に深く感謝申し上げます。

それでは、議事３特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）に移ります。

８月５日の第３回本審において、富山労働局長から３件の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無に係る諮問がありました。

これを受けまして、８月 18 日に特別小委員会を開催し審議を行い、その結果について、特別小委員会から報告がありました。

この報告について、事務局から説明してください。

［三鍋賃金室長］　資料№２として特別小委員会報告の写しをお配りしておりますので御覧ください。それでは、この報告書の読み上げをもって御説明とさせていただきます。

富最賃特小第１号　令和８年８月 18 日

富山地方最低賃金審議会　会長　柳原佐智子　殿

富山地方最低賃金審議会　特別小委員会　委員長　両角良子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月５日富山地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記１のすべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記２のとおりである。

記

１　改正決定の申出があった特定最低賃金

（１）富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金

属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
（２）富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（３）富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

２　特別小委員会委員

委員名は省略いたします。以上です。

［柳原会長］　まずは、特別小委員会の委員の皆様には、その御労苦に感謝申し上げます。

ただ今の報告書のとおり、３件の特定最低賃金につきまして、いずれも全会一致に至らず必要性ありとの結論に至っておりません。

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという特定最低賃金の性格から、全会一致に至らなかったのであれば、本審議会としましても改正決定の必要性を認め難いと考え、今の報告書に記載のとおり全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったとの内容で富山労働局長に答申いたしたいと存じますが、労働者側いかがでしょうか。

［石田委員］　特別小委員会の結論については、労働者側委員として異議なしとしますが、労働者側委員としての意見をお伝えさせていただきます。

今年度の特別小委員会の審議において、申請があった特定最低賃金にかかる金額審議は見送りとなりましたが、労働者側としては、最近の地域別最低賃金の引上げが高水準で推移していることが今回の決定に影響しているものと捉えています。

しかし、特定最低賃金は、地域別最低賃金とはその役割・機能も対象者も異なる制度下で運用されていますので、地域別最低賃金の引上げ結果との関係において判断されるものではないと考えます。

今回、特定最低賃金については２年連続で３業種とも見送りとなり、制度活用の継続性が失われ、無効化、つまり使用されない制度になっていくこと、さらには特定最低賃金自体を不要とする議論が広まることについて、私たちは強い懸念を抱くところです。

特定最低賃金には、産業における健全な競争条件の確保や人材の確保・定着などを促す役割があるわけですが、私たちは富山県の産業政策の推進や地域経済・日常を支える社会インフラで働く者に焦点を当てる見地から、この制度を有効に活用できる環境の確保を考えなければならないと思っています。

労働者代表委員として、この後も様々な場面で、この特定最低賃金制度にかかる活用価値について社会的な理解が広がるように努めていきたいと考えています。また、申請要件を満たしているにもかかわらず金額審議に移行できないしくみは改める必要があるとも考えています。

私たち労働者側委員も、今後、特定最低賃金の申出内容については、さらに重みがつくように検討し提出できるように努力してまいりますが、関係労使の互いの信頼関係により、富山県での特定最低賃金の審議が継続性を持って設定できることを要望し、今回の特別小委員会の結論については異議なしとして御回答をさせていただきたいと思います。以上です。

［柳原会長］　使用者側から何かございますか。

［寺山委員］　ただ今、労働者代表委員の石田委員から御発言をいただきました。今回はこのような結果になったわけですが、使用者側としても特定最低賃金制度が長年に亘って労使が協議を重ねて維持してきた制度との認識を蔑ろにすることは全くございません。

使用者側としても特定最低賃金制度が実効性を持ち続けるためには、産業構造や雇用実態の変化に即して、その必要性そして水準について、労使双方が定期的に検証を行っていくことが、制度への信頼を維持する上で重要であると考えています。

今後とも特定最低賃金制度の主旨を踏まえながら、労使双方が実態データに基づく建設的な議論を重ね、この地域の産業と雇用の健全な発展に資する結論を導いていきたいと考えています。

使用者側として、特定最低賃金について引き続き真摯に議論に参加していく所存ですので、労働者側の皆様にも何とぞ御理解を賜りたいと思っています。以上です。

［柳原会長］　今ほど特別小委員会報告に関して、労使それぞれから御意見がありました。労使それぞれ御意見はあるかと存じますが、繰り返しますがこの特定最低賃金は関係する労使のイニシアティブにより、設定・改定されるものですので、本審議会は特別小委員会報告のとおり、３件の特定最低賃金について改正決定の必要性有りとの結論に達しなかったとして改正の見送りを富山労働局長に答申をすることといたします。

事務局は、答申文案を各委員に配付の上、読み上げてください。

（答申文（案）を配付）

［三鍋賃金室長］　それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

右上の文書番号と日付は議決前のため空欄となっております。

富山労働局長　福井尚　あて

富山地方最低賃金審議会　会長　柳原佐智子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）

本審議会は、令和８年８月５日付け富労発基 0805 第１号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、すべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

１　富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

２　富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

３　富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

以上です。

［柳原会長］　この内容で答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　異議なしとのことですので、本案をもって、富山労働局長に答申することといたします。

（会長は、答申文に審議会長印を押印）

［山田賃金室長補佐］　会長及び局長は、所定の場所へ移動をお願いします。
報道関係者はここから撮影していただいて構いません。

（会長から局長に答申文を手交）

［山田賃金室長補佐］　今ほど特定最低賃金改正の必要性について答申をいただきました。
また、先ほどは富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について答申もいただきました。これらにつきまして、富山労働局長からお礼を述べさせていただきます。

［福井労働局長］　本日、富山県最低賃金の改正決定に対する異議の申出、また、特定最低賃金の必要性の有無の２件に対する答申をいただきましたので、一言、御礼を申し上げます。
本日いただいた答申をもちまして、改正する富山県最低賃金の額を 1,119 円と決定し、法定発効となります 10 月１日発効に向け、官報公示の手続きを進めてまいります。
７月２日に改正決定の諮問をして以来、柳原会長をはじめ、各委員の皆様方には、厳しい日程に加え、連日猛烈な暑い日が続く中、公・労・使、それぞれの立場から多角的に、熱心かつ慎重に御審議いただき、また、全国的に最低賃金に関する動向が注目され、大きく報道される中、最後まで合意形成に向けて真摯に議論していただいた結果、今回の改正決定に至ったものと思料いたします。改めて、これまでの御労苦に対し、心より敬意を表します。
富山労働局といたしましては、改正後の最低賃金額と各種支援策の周知について、発効日までの期間が約１か月と短いことから、労働局はもとより、管下労働基準監督署及びハローワークを通じ、万全を期して進めることとし、併せて、富山県及び関係団体に対しても、周知に御協力いただくようお願いすることとしており、県内の事業主及び労働者の方々に知れ渡るよう取り組んでまいります。
各委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で、改正後の最低賃金の発効日、最低賃金額、各種支援策の周知につきまして、御協力を賜りますようお願いするとともに、今後とも労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。
本日は、誠にありがとうございました。

［山田賃金室長補佐］　柳原会長、引き続き議事進行をお願いします。

［柳原会長］　それでは、議事４その他ですが、何かございますか。

［労使各側代表委員］　ありません。

［柳原会長］　事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。

［三鍋賃金室長］　事務局から、今後の審議予定について説明させていただきます。
次回本審は、来年３月に第５回本審の開催を予定しております。
審議事項は、特定最低賃金改正意向表明及び確認を予定しております。
特定最低賃金改正意向表明につきましては、例年２月末までに御提出いただいておりますのでよろしくお願いします。
以上です。

［柳原会長］　以上で予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、石田委員
使用者代表委員からは、寺山委員
にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。